

第19回和歌山県河川整備計画に係る委員会

平成23年7月22日（金）

○事務局挨拶

○委員、特別委員の紹介

議長

それでは早速ですが、議事の1) 太田川水系河川整備計画（原案）についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局でございます。

二級河川太田川河川整備計画（原案）についてご説明させていただきます。

まず初めに、この原案のご説明をさせていただく前に、先日和歌山県のほうに台風6号が来襲いたしました。これにつきまして簡単に状況だけ先にご報告させていただきたいと思っております。

お手元のほうには資料をお配りはしておりませんが、河川課のほうで先日から雨の状況と速報ということで取りまとめておりますので、パワーポイントの前のスクリーンのほうで説明させていただきます。

今回、7月17日から20日にかけて、台風6号が和歌山県のほうに来襲しております。これにつきましては、規模の大きい台風でございます、長く和歌山県にとどまっております、県内各地でかなり大きな雨をもたらしております。

前にありますのは、等雨量線図といまして、和歌山県の各地域にどの程度の雨が降ったかというのを、標高をあらわした等高線のように雨の量でエリアを区切っております。今回、代表的なところを丸で、和歌山、御坊、龍神等の主要な地点につきましては、右上のほうに表形式でまとめております。和歌山では131mm、本宮では593mm、これにつきましては、県の整備しています雨量観測所のデータですが、この中で最大であったものが田辺市になりますが、那智勝浦町の少し上の大杉というポイントで、連続雨量、総雨量で1,051mmという大きな雨になっております。

こういう雨が降っております、これらの結果、河川の状況でございますが、河川につきましては、和歌山県では洪水予報というのを発行しております、これらにつきましては

洪水の危険のレベルを定めております。これらの情報につきましては、インターネット、もしくは防災わかやまのメール配信サービスで各レベルに達したときにはお伝えしている情報でございます。

これらにつきましては、レベル1からレベル5まであります。洪水予報の表題としては、レベル2になりますとはん濫注意から最大のレベル5になりますとはん濫発生情報という形になります。それぞれの段階におきます市町村住民に求める行動につきましては、右端の欄にありますように、レベル1から水防団待機、レベル2は住民ははん濫に関する情報に注意、レベル3は、市町村は避難勧告等の発令を判断、住民は避難を判断、レベル4は、住民の避難完了、レベル5は逃げ後れた住民の救助等という段階になっております。

イメージ的には、下の水位情報のところに書く水位の高さの順に追って書いておりますが、これらにつきましてはあくまでイメージで、各河川の状況等によって設定が異なっております。

具体的に申しますと、今回の雨でレベル2に達した河川につきましては、有田川、富田川の田津原付近、印南川、広川という形になっております。レベル3につきましては、熊野川の本宮、富田川の市ノ瀬、南部川、周参見川、左会津川の5河川、レベル4に達した河川としては、日高川、古座川、太田川、日置川、切目川の5河川、今回、新聞等でも出ておりますが、レベル5に達しまして、浸水被害も出ております熊野川の日足につきましてはレベル5という形になっています。熊野川の日足につきましてはこの付近でございます。

今回の台風6号で県内でも床上、床下浸水等が発生しております。この中で、今申し上げました新宮市熊野川町の日足地区周辺では、住家の浸水が床上13棟、床下6棟、あくまでも速報でございますが、浸水被害が発生しております。県内その他の地域でも幾つかの浸水被害が発生しておるような状況でございます。

台風6号につきましてはの県内の全体的な状況につきましては以上のようなところです。

今回の台風、主に先ほどの等雨量線図で出ておりますように、紀南地方のほうで多くの雨を降らせております。

今回の審議していただきます太田川がございまして、太田川の状況につきましては、これも速報でございますが、ちょっと前のグラフ小さくて見づらんですが、整理しております。これらの数値については、まだ精査しておりませんが、一応観測された値で整理しております。

今回、太田川につきましては、24時間雨量、ちょっと字が小さくて申しわけございませ

ん。この赤の矢印で引いている間の24時間雨量が394.7mmという形になっております。

これにつきましては、24時間雨量といたしまして、今回の整備計画の目標、20年確率の洪水の規模で設定しております411mmという数字に近いものでございましたが、今回の雨につきましては24時間、わりと長時間降っておりますが、最大でも31.7mmという形で、1時間雨量もしくは今回の、これは南大居付近ですが、洪水到達時間内の雨量規模といたしましても1/2程度以下ということで、ピークとしてはそれほど大きな雨でございました。

このような状況もありまして、結果的には、レベル4のはん濫危険水位をこの付近で超えておりますが、すいません、今の段階の県の被害状況の把握の中では、家屋浸水が発生していないというふうな状況でございます。ただ、県道につきましては、冠水によって一時的な通行止めが発生しております。

台風6号につきましては、簡単ではございますが、以上のような状況をまとめておりますので、ご報告させていただきました。

引き続きまして、今回の二級河川太田川の河川整備計画原案についてご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、前回の委員会でご質問がありまして、委員会の中でもご説明はしておりますが、それにつきましては、確認ということで改めて説明をさせていただきます。

まず1点目、樋門についてですが、庄川と中里川だけですかと、井鹿川との合流点について、どのようにされるのですかという趣旨のご質問をいただいております。

これにつきましては、お手元の資料2のほうにコメントのほうは整理させていただいております。県にご質問の趣旨と意見に対する県の考え方について書かせていただいております。回答といたしましては、本河川整備計画では、庄川、中里川、井鹿川の合流部について、太田川本川からの逆流を防ぐための合流点処理を考えております。合流点処理の方法は、庄川と中里川については樋門処理で考えております。

井鹿川につきましてはですが、これにつきましては、お手元の資料では1枚めくっていただきますと図面がついております。前のほうでもスクリーンで映しますが、ちょっと小さくて見づらいかと思っておりますので、お手元の図面も見ただければと思っておりますが、こちらのほうに、仮に合流点処理を行わずに築堤により太田川本川から逆流する洪水があふれないようにするには、合流部から約700m付近まで、これは現地を詳細に測量してはおりませんが、現地の状況を概略的に判断いたしまして、約700mまで築堤を行う必要があります。

その築堤につきましては、あくまで本川と同程度の規模の築堤になりますので、盛土高が約2.5m、天端幅が4mという大きなものになります。そのため、工事費、用地買収費等を含めた事業費や、また、用地等の関係から、地域への影響も大きくなると思われまますので、現時点では水門の処理を考えております。

これらにつきましては、前回もお伝えしましたが、詳細につきましては、今後設計する時点において、地元と相談の上検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。

掘削と無堤部の築堤あるいは嵩上げということであれば、内水の排除が遅れるということが工事を実施したときにあり得るのですかという趣旨のご質問であったかと思えます。

これにつきましては、回答としましては前回と同じなのですが、3ページ目に水位の状況の概念図をつけております。前のほうにも映しますが、前回の回答といたしましては、河川改修後は、太田川本川の洪水時にピーク時の水位だけでなく、ピーク時前後の水位低下も相当見込まれ、その結果、本川水位が背後の地盤高を超過する時間が短くなることから、同じ洪水である場合、内水の排除が早くなると考えておりますということで、今回、それにつきまして具体的にわかりやすく水位の状況を整理しております。

お手元の資料、そして、前にありますグラフなのですが、この赤の線につきましては現在の河道の状況で、平成10年9月の洪水を再現した場合の、あくまで河川の中の水位をあらわしております。これが同じ規模の、同じ10年9月の洪水が流れてきたときに、これを河川改修後の水位を描きますと、この青の線になります。この結果、堤内地盤高、ここの緑の線で書いておりますが、前の2つの山では、河川改修以前では堤内地盤高を超えておるような状況でありましたが、堤内地盤高を超えない状況になります。なおかつ、3回目の波で、こちらの堤内地盤高を超える時間が前回までトータル3つの山を合わせて290分ございましたが、今回は120分、この山の差が1m20cmということで、河川改修後につきましては、同じ洪水でありましても、内水の排除が早く可能になるというふうに考えておりまして、実際データの的にもそのようなことが想定されております。

もう1つ、3点目でございますが、前回のご質問で、太田川流域では、雨量計などはどの程度設置されているのですかということです。これにつきましても、お手元の資料の4ページのほうに、太田川流域内における雨量計等の設置箇所について示しております。太田川の流域内におきましては、県の雨量計、下里、中里、西中野川、直柱の4カ所に設置しております。また、気象庁の雨量計は色川という場所に1カ所設置されております。水位

計につきましては、ちょっと前の絵が見つらいので申しわけないんですが、お手元の資料の4ページで見ていただきますように、下里と南大居の2カ所に設置されております。

今回、下里の水位計なんですが、今まで数字のデータのみ表示されておりましたが、この15日からインターネットの画面のほうで確認していただきますと、ウェブカメラで、画像の更新は10分ごとなんですが、河川の状況をインターネットで見ていただけるようになっております。それをご紹介します。

以上で、前回の委員会でいただいたご意見についての回答をまとめさせていただきました。

以上までのところで、何かご質問等ございませんでしょうか。

議長

井鹿川水門で処理ということですが、これは本川水位が高いときは水門を閉めるということですね。

事務局

はい。

議長

その場合の井鹿川の流域の内水は、当然、川がはけないから内水になると思うんですけども、それも2番目の問題と同じように、そうでない場合に比べて時間とか量が小さくなるという理解でよろしいでしょうか。井鹿川についても。

事務局

今のご質問に対しまして、2番目の回答になりますけれども、本川の水位が下がりますということで、井鹿川の水はけもよくなっていると思われることと、まだきっちり検討はしておりませんが、太田川全体の流域に比べまして、井鹿川の流域が太田川全体こういう流域なんですが、井鹿川がこの流域です。当然、流域の時間差等、これが井鹿川になりますが、太田川、ここまでの流域がございまして、井鹿川の流域がこういう形になっておりますので、当然、降った雨の流出のピークの時間差のずれ等もございまして、そのあたり、最終的にはきっちり検討いたしまして、水門処理にした場合でも、今、ご指摘のあり

ました内水処理に対してどの程度影響があるのかも踏まえて検討いたしたいと考えております。

議長

わかりました。

それから、もう1点ですけれども、この①、②に共通してなんですが、水門あるいは樋門なんかの操作の問題ですけど、それは人的操作、人による操作なんですけど、樋門は何か逆流防止がついているとか、どういう操作をされる予定でしょうか。

事務局

また、パブコメの中でも同じような電動化ということがありまして出てくるんですが、基本的にはできるだけ検討いたしましても省力化ということで、おっしゃられたフラップゲートという逆流防止のタイプが一番操作等もなく、現地についているのもそのようなタイプだと認識しておりますが、今後、支川等の流出量も踏まえて、樋門の大きさがある程度の大きさになると、そういうフラップゲートのタイプも適用ができるのかどうかというところがございますので、今後、詳細に設計する上で、フラップゲート等できるだけ省力化、自動化できるようなものを考えたいとは思いますが、それができない場合はどうしても人的操作という形になってくると考えております。

議長

そうですか。ということは、かなり地元のご協力を得なければならないということになりますね。

事務局

そうですね。操作等につきましては、今のところ、県にあるほとんどは地元の自治体さんに操作をお願いしておるような状況です。

また、何かございましたら最後にまとめてご質問いただいてもよろしいかと思いますが。

続いて、パブリックコメント。前回の委員会で原案のほうにつきましてご了解いただきましたので、今回、パブリックコメントのほうをかけさせていただいております。

パブリックコメントにつきましては、お手元の資料3のほうにあります。今回、5月9

日から6月8日まで31日間実施しております。閲覧場所につきましては、県庁河川課情報公開コーナーをはじめ、地域の東牟婁振興局新宮建設部河港課、那智勝浦町役場建設課、下里出張所、太田出張所、そして、県庁の河川課のホームページ等で閲覧していただけるような状況です。

これにつきまして、ご意見いただきましたのは5件ですが、内容的には28項目のたくさんの項目のご意見をいただいております。これにつきまして、この28項目についていただいたご意見、それに対する県の考え方についてお示ししたいと思います。

いただいたご意見につきましては、お手元の資料の2ページ以降に、意見と意見に対する県の考え方を載せております。この意見につきまして、ところどころでございますが、前のパワーポイントを使いながら説明させていただきたいと考えております。

まず初めに、治水に関する分野のご意見を取りまとめております。

1番目、太田川は町が取水するようになってから、常水の流れが急激に細まり、特に中流は川底がせり上がり増水時には水の流れが悪くなり、護岸の欠損や支川への逆流等、特に尾谷川は流れに対し受口になり、耕地や住宅地への浸水が洪水時には常時となっている。これを防止できるのは南大居の神社の上流の岩鼻を取り除いて増水時の川の流れをよくすること以外にない、というご意見をいただいております。

これにつきまして、場所的には、前のパワーポイントで示しておりますが、この付近。これを拡大しますと、このような状況になっております。

ここにご質問にあります南大居の神社、こちらに諏訪神社というのがございます。こちらの少し上流に岩鼻という、ちょうど山がせり出したような状況がありますが、このご意見の趣旨は、これを取り除いてということで、これを取り除いて水の流れをよくすること以外にないというご意見をいただいております。

これにつきまして、本整備計画では、これにつきましては現状のままということで、対岸のこちらの築堤、下流は築堤、この付近は掘削をすることとしております。

こちらのご意見の中にもありました尾谷川の逆流につきましては、現在、こちらの堤防の築堤する事業を進めておりました、今年度、この部分につきましては樋門を設置することとしております。逆流防止についてはそのような対応をする状況となっておりますというのが今の現時点の県の考え方でございます。

横断的なイメージにつきましては、こちらの横断につきましてはこの築堤、この黄色で塗っておりますところはこの掘削ということで、流下能力は確保できるということを確認

しております。

ご意見の2点目でございますが、大宮橋を架け替えて川幅を広げてほしいということでございます。大宮橋は太田川の整備計画の中でこの付近、大宮橋がございます。これにつきましては、本整備計画では大宮橋の下のこの岩塊を取り除くことで、整備計画の流量を安全に流すことが可能ということを確認しておりますので、整備計画上、これを取り除くこととしております。ということで、大宮橋の架け替えまでは考えておりません、という状況でございます。

ご意見の3点目でございます。樋門は電動式にしてほしいというご意見がございます。今回、先ほどの尾谷川の樋門は、今年度設置予定になっておりますが、そのほか、逆流防止施設としては、中里川、庄川の合流点、井鹿川と、現段階では3カ所の支川合流部がございます。こちらにつきましては、先ほどご意見がございましたが、水門及び樋門の設置を考えているところにつきましては、その形式について、今後、詳細設計で検討する規模等を踏まえ、操作者の方の負担軽減も考慮し、適切な形式を採用していきますということとしております。

また、その他、この支川ではございませんが、例えば無堤部で築堤するところ等につきましては、水路等の合流部に新たな樋門等を設置する可能性がございますが、そういう水路の樋門につきましても、現況を踏まえて適切な形式等を考えてまいります、というのが県の考え方でございます。

引き続きまして、4点目でございます。4点目、3.7km付近、庄川合流部の無堤部について築堤してほしいというご意見がございます。3.7km付近、庄川合流部はこの付近、庄川はこちらでございます。この付近につきましては、考える会の中でもご意見いただいておりますが、本整備計画では3.7km付近、庄川合流部の無堤部について築堤を計画しております、ということでございます。

このほか、無堤部につきましては1km付近、2.2km付近等ございまして、そちらにつきましても同様に今回の計画では築堤を計画しておりますということでございます。

それと、すいません、先ほどから整備計画の目標流量というご説明をいたしましたが、下に※印で書いております。今回の整備計画の目標流量は20年に一度の確率で発生する降雨規模の洪水の、水という字がちょっと抜けております、まことに申しわけございません。

引き続きまして、5点目でございます。中里側の既設の堤防につきまして、軟弱な堤防なので、これから造る堤防はコンクリート張かブロック石コンクリート積にしてほしい。

平成13年の大水害時には堤防の天端を75cm強オーバーしたので、現在より1.5m高く造ってほしい。現在は堤防の天端幅が3m強であり、農作業車を利用させてほしいので、4.5m幅にしてほしい、というご意見がございます。

これにつきまして、中里付近の堤防ということで、前のほうに中里付近の堤防を拡大しております。まず初めに、堤防の構造なんですけど、本河川整備計画では、整備計画の目標流量を安全に流下させるため、河道掘削、築堤を計画しており、洪水に対し必要な箇所について護岸を設置することとしております。護岸につきましては、今後、現場状況等を考慮し、詳細設計時に適切な構造・形式を検討してまいります、ということで、洪水、水衝部である、また、流速等を勘案して、これにつきましては適切な構造を採用していきます。

堤防の高さ、幅につきましては、堤防高につきましては計画上の堤防高、そして、堤防の幅につきましては、流量ごとに河川管理施設等構造令というのが定められておまして、今回、この構造令に基づきまして、4mという幅になります。このため、農作業車等のご利用につきまして、必要であるのであれば、河川管理者である県と町道等の場合でありましたら那智勝浦町になりますので、那智勝浦町と協議の上、町道として認定していただいて整備していただくことになろうかと考えております。

このご意見については、町のほうに伝えております。

引き続きまして、6点目でございます。大津波を考えると、下流の堤防をさらに高くしてほしい。洪水、津波対策として土砂の浚渫をすべき。浚渫土砂は隣接する江川の防波堤（土堤）造成に活用していただきたい。早急に江川の堤防を延長整備してほしい。土堤ならハマボウ、桜などを植えられ、自然環境上好ましいとのご意見をいただいております。

和歌山県では、東南海・南海地震等の津波に対しまして、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」というものがございまして、本河川整備計画におきましても、これに基づき、河川堤防を整備することによって第一波による浸水を抑制し、避難時間を確保し、逃げていただくように考えております。

津波対策につきましては、河川事業だけでなく海岸事業、そして、ご意見がございました江川につきましては、那智勝浦町管理の河川でございますので、管理者である那智勝浦町とも連携を図り、津波対策を進めてまいりたいと考えております。

もう1つ、洪水対策につきましては、整備計画の目標流量に対し流下能力が不足している箇所について、計画の高水水位以下になるように土砂掘削や築堤による整備を行うこととしております。

ご意見のございました掘削土砂の有効利用につきましては、那智勝浦町など、関係機関と調整の上、活用できるものについて検討していきたいと考えております、という県の意見でございます。

河口付近、この付近につきましては、前に示しております。この付近の掘削に関しましては、この黄色の範囲について掘削する計画になっております。ご意見のございました江川はこちらの河川でございます。

次に、ご意見の7点目でございます。中野川や井鹿川のように、雨が降らないと干上がってしまうような河川においても、貯水やはん濫防止を行うこと、とのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、井鹿川、この地点でございますが、雨の降らないときには、ちょっと写真が見えづらくて申しわけございません。川床が干上がって、このような状況になっております。これは合流点から少し上ったあたりの写真でございます。

このようなご意見をいただいておりますが、本河川整備計画では、まず第一に、本川のはん濫による浸水被害の軽減を優先し、計画的に河川工事を実施する区間として、本川の河口から太田橋付近の5km、この付近から太田橋までの5kmを整備することとしております。このため、太田橋から上流の本川や中野川や井鹿川などの支川につきましては、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検した結果、治水問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分発揮できるよう、河道断面の維持に努めることとしておりますが、貯水という言葉では、現段階では整備計画の中では見込んでおりません。

これにつきましては、河川整備計画本文の13ページ、4.2.2に河川維持の種類及び施行の場所として記載しております。

引き続きまして、4ページ目の項目8番でございます。台風と大雨時において、一時避難的にため池や貯水池の造成を行うこと、というご意見をいただいております。

これにつきましては、本河川整備計画では、既存の施設がある小匠ダムによる洪水調節を考慮し、河道の整備を行うことにより整備計画の目標流量を安全に流下させることとしております。このため、一時避難的にため池や貯水池の造成とのご意見ですが、県といたしましては、本河川整備計画に基づき、河道の整備を進めることが抜本的な浸水対策と考えておりますので、これを進めてまいりたいというのが県の意見でございます。

9点目、平成13年洪水を踏まえ、床下浸水までは仕方がないとして、広く行き渡るよう

な浸水状態をつくり出す河川整備を行うこと、というご意見をいただいております。

これにつきましては、太田川を考える会等でも議論がございましたが、本河川整備計画は今後概ね30年間に河口から太田橋付近までの5km区間について、20年に一度の程度の確率で発生する降雨規模の洪水を目標流量として、河床掘削、築堤等の整備を行うことにより、目標流量を安全に流下させる計画としております。

ご意見にあります平成13年洪水ですが、これは50年に一度程度の確率で発生する洪水でありまして、これに対応した整備を行うこととした場合、本河川整備計画と比べ、河床掘削や築堤の規模が大きくなります。このため、概ね30年間の整備期間内では、本河川整備計画の計画的に河川を実施する区間、今、太田橋まででございますが、これにつきまして工事の規模の増大等によりまして、これを大幅に短縮することを考えなくてはならないような状況になります。これにつきましては、平成10年、13年の浸水状況から、太田川を考える会においても、太田橋付近までを、河川整備に対する要望もございまして、また、本河川整備計画に基づく整備後につきましては、平成13年規模の洪水に対しましても河川の水位低下が図られることにより浸水被害軽減効果が期待できることから、本河川整備計画では、規模、区間を現計画のように定めております、ということでございます。

治水の意見については、以上、9項目ございました。

引き続きまして、環境ということで10点目の意見でございますが、シロウオなど魚類の繁殖しやすい環境が整備されるべきというご意見をいただいております。

これにつきましては、本河川整備計画では、太田川流域の持つ自然環境を保全するとともに、沿川地域の環境との連続性や上下流の連続性に配慮し、生き物に優しい川づくりを進める。護岸を設置する場合において、生物の生息、生育環境に配慮する。具体的には、アユ、ハゼ類など、多様な魚類の生息場となっている瀬や淵などをはじめとする多様な河川環境については、治水対策との調和を図りつつ保全に努めることとしております、ということが下に参考で書いていますが、本文の7ページから8ページの3.3.3、河川環境の整備と保全に関する事項に記述させていただいております。

お手元の資料1枚をめくっていただきまして、5ページの11点目でございます。極力コンクリートブロックなど人工物は使用せず、法面に自然石を利用するなどして、景観の中に護岸がマッチするようにする、というご意見をいただいております。

これにつきましては、自然石につきましては、現地に護岸に利用できるような石が少なく、利用は難しいと考えております。景観につきましては、今後、護岸の詳細設計時に、例え

ばブロックを使用する場合、現場状況やコスト面での制約はありますが、景観に配慮したブロックを検討するなど、配慮してまいりたいと考えております。

これにつきましては、7ページの3.3.3、河川環境の整備と保全に関する事項にも記述しております。

続きまして、維持管理に関するご意見として、12点目でございますが、下流域は護岸整備とともに河床の土砂の浚渫を行い、中流域を含め、水流の緩慢な場所には簡易堰堤等（小型木製堰堤や木製テトラポット）の設置をし、よりよい水量と水質を育成すること。2点目は、生活排水、農業排水（農薬）、漁業排水（養殖場などに使用される洗浄薬）の管理を継続的に調査し、水質保全に努めることとのご意見をいただいております。

これにつきましては、本河川整備計画では、現在の良好な水質を維持できるよう、河川清掃活動を通じて、地域住民の水質に対する意識の向上を図る。水質事故が発生した場合には、関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努めることとしております。なお、生活排水等につきましては、関係機関、主に地元の那智勝浦町さんになりますが、情報を共有し、連携を図りながら水質の保全について努めてまいることとしております。

これにつきましては、13ページの4.2.2（4）、水量・水質の保全というところに記載がございます。

引き続きまして、河川利用につきまして、13点目でございますが、下里神社近くの広大な河川敷を運動公園として整備したどうか。近くに下里中学校と建設予定の保育園があり、生徒・児童等による利用も想定される。上記河川敷から対岸の八尺鏡野に渡る簡単な掛橋（歩行用、自転車用）があれば便利なのだが。上記河川敷から河口に至る水辺道があれば、親水散策道として申し分ない。休憩施設として東屋などを設置してほしい。護岸天端は人や自転車が行き来できるような構造にすること。そのために、太田橋、大宮橋、下里大橋から右岸、あるいは左岸へ護岸を利用して渡れるようにする。井鹿川など、支川の合流部では天端が不連続になり、歩道や自転車道として連続した利用ができない。そのため、合流部にカルバートなどの簡易橋で横断できるようにしてほしい、とのご意見をいただいております。

これにつきましては、冒頭あります下里神社近く、下里神社、これ、河口でして、こちらに下里神社がございます。この付近の河川敷のことを言われておるんですが、これにつきまして、本河川整備計画では、河川特性等を考慮の上、水辺に近づきやすい工夫に努めることとしております。ただ、河川敷を利用した運動公園等の整備につきましては、地域

の自治体により整備、管理していただくものですので、ご意見については那智勝浦町に伝えてまいります。また、掛橋の設置に関するご意見につきましても、同様に那智勝浦町に伝えてまいります。

先ほどもありましたが、太田川の堤防天端につきましては、河川管理施設等構造令に基づき、幅4mの計画でございまして、管理用通路としての機能ももちろんあります。堤防の天端は管理上支障のない限り自由使用ですので、散策路等としても利用も可能ですが、安全に通行していただくためには、舗装等の整備や道路としての認定も必要と考えられますので、利用状況等も踏まえ、那智勝浦町との連携を図りながら検討をしていきたいと考えておりますというのが県の意見でございます。

引き続きまして、次のページ、6ページの14番、護岸と河畔は階段でつなぎ、水泳、その他レジャーで河原が利用できるようにする。（そのために堆積土砂の撤去は最小限にとどめる）とのご意見をいただいております。

これは、先ほどのご意見とも関連するかと思いますが、現在、水遊び場として利用されている瀬、淵等、河原の利用されている箇所につきましては、地元と調整の上、その機能を基本的に確保できるよう、今後、詳細設計時に検討してまいります。

これらにつきましては、遊泳場所等に設定されているところが太田川に数カ所ございまして、考える会の中でもご意見はいただいております。

堆積土砂につきましては、整備計画の目標流量を安全に流下させるために、必要な箇所について掘削を行うこととしておりますので、基本的にこれが必要最小限と考えております。

引き続きまして、15番、河畔林を残すことで河原との共存を考え、上記と関連してレジャーができるようにする、というご意見をいただいております。

河畔林につきましても、整備計画の目標流量を安全に流下させるために必要な箇所について伐採を行うこととしております。また、計画的に河川工事を実施する区間におきましても、流下阻害等、維持管理上支障となる箇所の伐採を行うこととしておりますので、これにつきましてはご理解願いますということでございます。

申しわけございません。先ほどの説明の中で、水遊び場ということをご紹介しましたが、現地のほうでは、この0.6km付近、この付近、2km付近、そして4.2km付近、この4.8km付近が水遊び場として利用されております。場所によっては、ちょっと小さくて申しわけありません。水泳場としての看板も現地のほうに設置されております。

今ご説明した河道内樹木の伐採における基本的な考え方でございますが、計画の水位を確保するに当たりまして、1つは河川の河道を掘削するところ、これにつきましては、掘削に伴いまして樹木伐採をいたします。そのほか、掘削はございませんが、流下能力確保のために伐採するところもございます。

これにつきましては2.6km付近の横断でございますが、平面的に樹木伐採のイメージでございます。こちら河口でございます、太田川でございます。この付近につきましては、エノキ、アカメガシワ、モウソウチク等がこの紫の範囲にございまして、これを伐採する計画となっております。

この上流につきましては、このような状況で、この付近については主にモウソウチクが繁茂しております。その上流、この付近もモウソウチクがございまして、この左岸側につきましては、スギ、ヒノキ、そしてモウソウチクがございまして、先ほどご紹介しました2.6kmの断面はこの付近でございます。この点々で囲っておりますが、掘削は行いませんが、樹木伐採において流下能力を確保することを考えているところにつきましては、この青い破線で囲っております。

この上流、モウソウチク等、こちらのほうが引き続き、スギ、ヒノキ、モウソウチク等で樹木伐採のみを行うところ。この付近につきましては、スギ、ヒノキが生えておりますが、河床掘削も行います。こちらがモウソウチクという形になっております。

こちらが上流の4.8kmの太田橋付近、ここまでが計画的に河川工事を実施する区間になっております。

引き続きまして、その他といたしまして、16点目でございますが、上流域の山林等の手入れがなされていないため、保水力が弱くなっている。小匠ダム上流や色川水系においては、両岸の森林について間伐を行い、広葉樹の生育を助長すること、とのご意見をいただいております。

この流域に関しまして、那智勝浦町に確認したところ、市町村森林整備計画に基づき整備を行っていくということを確認しております。

そして、17点目、小匠ダム上流に向けての道路整備とダムの堆積物を浚渫すること、とのご意見をいただいております。

小匠ダムにつきましては、県の農林のほうの所管のダムでございますが、こちらの小匠ダムから上流に向けての道路は町道となっております。この道路整備についてのご意見につきましては、那智勝浦町のほうへ伝えております。

小匠ダムの堆積物につきまして、小匠ダムの管理者である県農林水産部の確認したところ、現時点では洪水調整機能に影響はないとのことで、浚渫については現時点では考えていないとのご回答をいただいております。

最後になりますが、18点目、小匠ダムに揚水発電など水力発電機能はあるのか。（小水力発電が注目されているので、何とか有効利用できないか）というご意見がございます。

こちらにつきまして、小匠ダムを所管する県農林水産部に確認したところ、現在、小匠ダムには水力発電機能はございません。また、ダム形式からも小水力発電施設としての有効利用は難しいとのことです。

小匠ダムにつきましては、洪水調節用のダムでございまして、普段は基本的にほとんど空っぽの状況でございます。このようなダムでございまして、小水力発電としての利用は難しいとの判断でございます。

パブリックコメントにつきましてご意見、そして、それに対する県の回答を説明させていただきました。これにつきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

1つ補足としまして、1ページ目にパブリックコメントの回答5件、28項目としております。今、私が説明させていただきましたのは、全部で18項目にまとめておりますが、すいません、その各項目ごとの中に点として幾つかの項目がありまして、それをまとめて18にしております。この小さい小項目を累計しますと28項目あるということです。

委員

5件ということは、5人の方から意見が出されたということなんですか。

事務局

はい、そうです。

委員

それはどこの方なんですか。

事務局

町内の方が4名、町外の方が1名ということでございます。

すいません。ちょっと訂正させてください。

町内が3名で、町外が1名で、住所を書かれていない方が1名いらっしゃったということです。申しわけございません。

議長

それでは、これで原案の討議に入ってよろしいでしょうか。それとも、まだ何かご質問あるでしょうか。

事務局

もう1点、資料4でございますが、今回、パブコメ等を受けた中では修正を特にしておりませんが、考える会等でも、概ねの川幅等のご質問もありまして、それにつきまして、今回、記載をつけ加えております。

これが本文の11ページのところで、前回、この整備計画の委員会で提示させていただいた案から、今回、一部修正を加えております。これにつきましては、資料5の整備計画の原案の11ページに横断形を示させていただいております。

議長

縦横縮尺比が違うということですね。

事務局

はい。

議長

それは1対4になっているんですか。だから、縦は推進方向が4倍に拡大してあるということですね。

事務局

そうです。

以上のようなところが前回からの原案の修正といたしますか、追加したところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ありがとうございます。

パブリックコメント、非常の多くの意見を出していただいたということで、それだけ地域の方々、全員が流域の方かどうか、それは今のご回答ではよくわからないんですが、それだけ関心が深いというふうなことの反映だろうとっております。

それで、それらを踏まえて、資料5の原案ということになっているわけですね。そういうことでよろしいですね。

事務局

はい。

議長

今日のあれは素案と書いてあるけど、これは原案の……。

事務局

すいません。原案の間違いでございます。失礼いたしました。

議長

ただいま、これで原案の説明というか、今までずっと出てきたものに対するいろんな修正なりを加えた結果が今回の資料5になっているということでありますが、これまでの討議全部ひっくるめて何かご質問なりご意見ありましたらお願いしたいと思います。

太田川につきましては、これまでで計3回になるわけですかね。大体細部まで見ていただいていると思いますが、私が1つ気になっていましてのが、これ、前は3月17日だったですね。例の東日本大震災が起こって、まだ1週間もたっていなかったときで、津波がひどい、あんなにひどい津波だということはテレビで見てとってわかったんですが、それが例えばこっちのほうに来るとか来ないとか、近畿のほうで考えなければいけないとか、そういうことまで、まだあの当時では、議論は、世の中全体がそういうふう動いていなかったものですから、この太田川の津波についても、それほど議論は進んでいなかったような

気がするんですが、東日本大震災を受けて、津波に関する記述はこの原案のとおりで、今日出てきました資料5の原案でよろしいかどうか、また見直される用意はあるかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

一部では、大阪の知事なんか、面積で5倍でしたかね、浸水面積が。

事務局

たしか津波の高さを2倍にして面積を出し直され……。

議長

5倍じゃない。その数字はうろ覚えです。随分大きく想定し直されて、計算はああいいう具合にしてできるんですけども、それで、さて、どう対策するかということは、そう簡単にはいかないだろうと思うんですけども、和歌山県としては、ああいいう近畿全体の動きをとらえて、踏まえた上でどのような見直しをされる用意があるかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

事務局

現時点で、和歌山県といたしましては、東北の大震災を踏まえまして、地震、津波に対して防災、減災対策の総点検といたしまして、短期的、中期的、長期的な対策について検討を進めておるところでございます。ただ、これにつきましても、現時点でこの地震の規模、今後、現時点では東海、東南海、南海地震、3連動に対する津波のシミュレーションを行いまして、これに基づき逃げ切るという避難支援対策プログラムを作っておりますが、これ自体は、現時点では、まだこの施策に沿って進んでいくものと考えております。

ただ、今後、津波外力等変わってきまして、当然、今、会長がおっしゃったように、浸水エリア等の見直し、また、津波の高さ等の見直しがあるかもしれませんが、それにつきましては、それに基づいて施策自体が変わればその時点で、また、この整備計画の見直しが必要かと思いますが、現時点では今の津波避難対策のプログラムに基づいてこの整備計画で進んでいく方向性には変わりはないと考えております。

議長

わかりました。

ということは、この資料5の7ページの中ほどですか、真ん中あたりに、東南海・南海地震等、等が入っているから、東海も含むかもしれませんし、それ以外の地震も含むかもしれないということなのですが、津波対策を実施するということで、そこで書き込んであると。

事務局

あくまで、今の中では人的被害を防ぐことを目標としております。目標自体に変わりなければ、この整備計画はそのまま妥当である形になります。もし、この目標自体が、設定が変わるようであれば、その時点で、また検討させていただくことになるかと思えます。

議長

わかりました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。別に津波だけじゃなくて、ほかの点でも。

委員

今の点なんですけども、やはり今回の震災を受けて、検討中であるというようなことを一言加えなくてもよろしいのでしょうかね。

事務局

今の時点で、当然、津波の想定自体はいろんなそのときの知見で変わっていくかと思いますが、あくまで人的被害を抑えるという目標自体は基本的に変わらないと考えてはおりますので、想定自体が若干変わったとしても、この整備計画の本文、資料5の7ページに書いておりますことが、今後発生の可能性が高いと言われている東南海・南海地震等による津波から安全に避難し、人的被害を防ぐことを目標というのは、私どもとしては、現時点で、この方向性としては問題ないと考えておりますし、その想定は確かに今後検討されるかもしれませんが、その想定自体が変わっても、この整備計画の本文には影響はないものと考えておりますが。

委員

ただ、一方でかなり想定外という言葉が頻繁に聞かれましたよね、それで、津波対策の

ブロック等も完全に破壊されたというふうなことがございましたよね。その想定自体が今後変わることは十分予想される、多分県でも検討されていると思うんですけども、そういう準備も始めていますよということが伝わるような表現というのを一言入れたほうがいいんじゃないかなという気もするんですけども。

事務局

想定外の話につきましては、その下のところにも書いておりますが、基本的に、今、私言ったのはハード整備の話で、想定外につきましてはその下のところ、さらにとありますが、整備途上段階における施設能力以上の洪水や想定外、整備目標流量を上回るような洪水または津波、これが想定外のことを書いておりますが、これにつきましても、被害を最小限に抑えるために洪水ハザードマップや津波ハザードマップ、これは想定が変わりましたらハザードマップを更新して、住民の皆様方に啓発していくこととなりますので、今、高須委員おっしゃられたことについても、この整備計画の中に位置づけられていると考えております。

議長

津波は河川課が所管されているわけ、行政の縦割りの話をして恐縮なんですけども、直接やっておられるわけではないんですよ。もちろん水にかかわることだから、全然無関係というわけではもちろんありませんけれども、県としては、また津波対策というのは別途考えられる部署があるということですか。

事務局

津波対策もハード整備とソフトがありますが……。

議長

必ずしも河川に絡まないところも出てきますよね、海岸ということではね。

事務局

海岸も出てきます。

一つのソフト的な話、住民避難等につきましては総合防災課というところで考えており

ます。あと、そのハード整備につきましては、もちろん河口付近については河川課が関係しますが、あと、海岸につきましては、県土整備部では港湾整備課というところで海岸事業をやっております。ハード整備につきましてはそういうところ、あと、たしか耕地の関係につきましても海岸事業がありましたので、県といたしましては、そういうハード整備については連携して取り組んでいくことになります。

議長

河川サイドとしてみれば、ここで書いてあることで、現段階では書き込んであるという認識だということですね。

津波は全部で、県を挙げて取り組んでいただかなければ、特に和歌山の場合は震源にも近いということもありますし、外海にも面しているということもありますから、これから鋭意取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ほかはいかがでしょうか。津波にかかわらず、全体を通じましても。

よろしいでしょうか。ご意見ないようでしたら、今日示していただいた原案どおりに賛成いただくということでよろしいでしょうか。

特別委員

いろいろと、この太田川の河川の整備にかかってご検討していただいたんですけども、当初から言えば、第1回、1月の何日に現地の視察をしていただいて、そして、その後、これまた別の組織なんですけども、太田川を考える会のときに県の担当者が来てくれて、説明をしてくれてます。それを受けて、関係する各区長は、それを、説明を持って帰って、各区民に一応説明をし、報告をしています。ですから、その当時、同意書というのが出ていると思います。県のほうか町のほうから。この行為に関して、関係する区は同意しますというのがあると思うんです、恐らく。同意書というのを出したと思います。この間も、井鹿の区長さん、カメイ君というんやけど、その当時にちょうどおって、「これ、今がたがた言うんじゃなしに、もう僕ら説明して、同意書出してあるんやで」ということなんですよ。

ですから、もう、なるべくやったら、地震があって、津波も来る、いろいろ災害も起きるから、工事を少しでも早くするように、いろんな諸問題もあるやろうけども、それはそれとして、早く工事が始められるよう、開始するようお願いしたいということなんです。

ですから、この間も、18回の会がここで終わられた後、地元の委員会に説明し、そして、また、地元の各関係区長さんに集まっていたいて、このようになっているんです。いろいろ樋門の問題とか、水引きの問題とかもあるけども、それより、まず最初に、工事が始められるようにやっていただく。そして、こういう大きな地震が来て、この間も集まったら、今、国政はなかなか見直す時期があるかもわからん。この工事が。それはそれなりに仕方がないことなので、仕方がないことである中でも、我々も将来、恐らくないとは言えんので、そこは少しでも早くこの工事に着手して、下のほうの、下のほうだけではなしに、どうせ上のほうも、ああいう冠水状態のときに大きな地震が来て、小匠ダムが決壊しても、さほど被害はないと思うけども、満水状態のときに例えば割れたら、それは大きな被害になることは間違いない。ですから、少しでもそういう被害が最小限に食い止められるように、県にお願いして、県も工事を早く始めていただきたいと。これはこの間も集まって、3月25日に、そして、その後でしたか、また集まって話して、そのように各区へ伝えるから、県のほうへ早期工事が着手できるようにお願いしたい。

ですから、諸問題、樋門の問題あるけれども、下からずっとやってくるうちに、わしら、我々、それこそ死んでおらんかもわからんけど、そのときはそのときで、また若い衆が何とか考えるやろというようなことを冗談を言いながら、何せ下のほうからどうせやるんでね、なるべくやったらお願いできたらということですよ。

ですから、確かに水の引きも遅くなるかもしれんけども、やっぱりやってみんと、河床が下がれば、それだけ水の流出も多くなって下がるという可能性は確かにある。ですから、今日も家を出る前に、ある1人の人から電話があって、それは八尺鏡野の人なんですけども、この工事はもう始まるんですかと、もう始まるようになりますよと僕は言うたんです。やるんやったら、川の木を切らないでください。川の中に立っている木をね。竹やぶを切って工事しないでくださいと。護岸工事は自然工法でお願いしますと言うてきたから、それはちょっとなかなか難しいだろうと、ああいう大きい水害の対策というのは、どうせブロック工事をするのか、そういうものになるだろうということであつたわけなんですけども。でも、そういうふうにしてやっていただけたら、「津波って、ほんとうに止められますか」と、止められますとは言えんけども、ある程度の潮位に対する津波なら食い止めることができる。でも、これ、1年や2年で、何十年先の工事のうちに、この工事が終わるまで地震がなかったら、それまで待っておってくれたらええけど、それはいつ来るかわからんから、少しでもやれるところをやっていただくほうがええんじゃないかなという私は話

したんですけども、そういうことであります。

別に、あんまりこのパブリックコメント、資料も、太田の役場へ行ったんですけど、2人ぐらいしか見てなかったということで、あんまり大して興味がないのかなと思うんか、そんなことを言うたら叱られるけど、ええっと言うておったんですけど、そういう感じなんですけど。

議長

どうもありがとうございました。

地元から非常に強い要望が出ておりますので、ぜひ県のほうもしっかり受けとめていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

それでは、以上をもちまして、これで太田川の整備計画に関しましては原案どおりで承認するというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

どうもありがとうございます。

それでは、これで太田川水系の整備計画に関する審議を終了いたします。

—— 了 ——